

建物保証基準一覧表

I 構造躯体（防水を含む）

適用項目			保証期間	適用除外
部位	該当	保証内容		
構造躯体	<ul style="list-style-type: none"> ・有筋基礎部分 ・地下室、地下車庫構造部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造強度に影響を及ぼす著しい変形及び破損 ・5/1000以上の不同沈下 	10年 延長10年 ◆1	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの材質的な収縮に起因する構造上特に差し支えない巾0.5mm未満の亀裂 ・白華現象（別途、注釈あり） ※地盤調査の結果に基づく必要な基礎補強または地盤改良等を当社の施工で行わなかった場合には基礎に関わる保証は適用されません。 ・木材の材質的な収縮に起因する構造上特に差し支えない亀裂 ・床下換気口、屋根換気口が塞がれていた場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・土台 ・梁、火打梁、剛床 ・柱、筋違・耐力壁 ・小屋組 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造強度に影響を及ぼす著しい変形及び破損 		
防水	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び庇、建物一体型の防水バルコニー ・外壁、外壁開口部の取合部 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨漏り（屋内への雨漏りに限ります） ・雨水の浸入による屋内仕上面の汚損及び構造躯体もしくは部材の著しい損傷 	10年 延長10年 ◆1	<ul style="list-style-type: none"> ・台風、暴風雨等の強風時の外壁開口部（窓、換気口等）からの一時的な吹き込み ・枯れ葉等の異物の詰まりによるもの ・家具、調度などの汚損 ・防水バルコニーの機能上支障なき水溜り
	<ul style="list-style-type: none"> ・地下室、地下車庫の防水 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の浸入による屋内仕上面の汚損および部材の著しい損傷 		
RC造の擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可等申請をした擁壁（注1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造強度に影響を及ぼす著しい変形および破損 	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの材質的な収縮に起因する構造上特に差し支えない巾0.5mm未満の亀裂 ・30/1000未満の倒れ ・50mm未満の不同沈下 ・白華現象（別途、注釈あり） ※地盤調査の結果に基づく必要な基礎補強または地盤改良等を当社の施工で行わなかった場合には基礎に関わる保証は適用されません。
	(注1) 許認可等申請をした擁壁とは、①建築基準法（工作物）、②宅地造成等規制法、③砂防法による申請対象の部分を行い、申請対象外の部分は除きます。			
<p>◆1 延長保証はお引渡後の10年目の定期巡回時に、下記の各工事の内、当社が必要と認めた有料メンテナンス工事を当社にて実施させていただいた場合に適用されます。但し、設計積雪量が180cmを超える建物において屋根または庇の葺材を板金とした場合、該当部の防水は延長保証の適用外となります。</p> <p>尚、お客様が有料メンテナンス工事を辞退された場合は、構造躯体および防水の保証期間は10年で終了となります。又15年目の白蟻防除工事を実施されない場合は、以降の防蟻保証は免責となります。</p> <p>① バルコニー部分及びその他の防水施工箇所の再施工 当初より高耐久防水仕様（LS-20）を施工されている場合は、10年目定期巡回時に防水再施工工場の必要性の有無を目視等により判断させていただきます。</p> <p>② 外部吹き付け・塗装工事 当初より高耐候塗膜を施したサイディングを使用されている場合は、10年目定期巡回時に外壁塗装工場の必要性の有無を判断させていただきます。</p> <p>③ 外部シーリング工事（シーリング施工箇所の再施工）※北海道地区のシーリング保証期間は5年となります。</p> <p>④ その他（共通免責事項 第4項による場合を含め、特に補修を必要とする部分）</p> <p>(注) 上記表における著しいとは、本来持つべき機能を有しない場合、または修理を行わないと安全性が損なわれると思われる程度を言う。</p>				

【新築】

II 構造躯体以外（下地、仕上、付属部品、設備）

適用項目		保証期間	適用除外		
部位	該当保証内容				
基礎	<ul style="list-style-type: none"> 基礎仕上材 防湿基礎の内部 土間 仕上材 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 巾0.5mm未満の亀裂 白華現象（別途、注釈あり） 基礎巾木モルタル部の吸水によるしみ変色 		
床	<ul style="list-style-type: none"> 主要構造部以外のコンクリート部分(内外土間コンクリート、ポーチ、テラス等) タイル、煉瓦、石など仕上材 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 巾1.0mm未満の亀裂 巾1.0mm未満の目地切れ 白華現象（別途、注釈あり） 		
	<ul style="list-style-type: none"> 室内床 階段の下地および仕上材 			<ul style="list-style-type: none"> 材質の変質又は変形、反り、割れ、すき、きしみ、浮き、床鳴りの著しいもの 	
内壁	<ul style="list-style-type: none"> 室内壁の下地 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 強度上または機能上支障のない亀裂 過度の冷暖房による乾燥収縮、結露によるもの 重量物設置に起因するもの 塗壁のきわ部の軽微なチリ切れ クロスなどの素材製品の特質による軽微な隙間 		
	<ul style="list-style-type: none"> 室内壁の仕上材、造作材 			<ul style="list-style-type: none"> 材の変形、剥離、破損、割れの著しいもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> クロス壁紙等仕上材 			<ul style="list-style-type: none"> 材の剥離、浮き、チリ切れ等の著しいもの 材の変退色の著しいもの 	
天井	<ul style="list-style-type: none"> 下地材 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 強度上または機能上支障のない亀裂 過度の冷暖房による乾燥収縮、結露によるもの 重量物設置に起因するもの クロスなどの素材製品の特質による軽微な隙間 		
	<ul style="list-style-type: none"> 仕上材、造作材 			<ul style="list-style-type: none"> 材の変形、剥離、破損、割れの著しいもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> クロス壁紙等仕上材 			<ul style="list-style-type: none"> 材の剥離、浮き、チリ切れ等の著しいもの 材の変退色の著しいもの 	
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 下地材 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 強度上または機能上支障のない亀裂 過度の冷暖房による乾燥収縮、結露によるもの 		
	<ul style="list-style-type: none"> 仕上材 			<ul style="list-style-type: none"> 変形、破損の著しいもの 	
				<ul style="list-style-type: none"> 1. モルタル塗りの吹付け材の亀裂 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 巾1.0mm未満の亀裂
				<ul style="list-style-type: none"> 2. サイディング等の変形、割れの著しいもの 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 強度上または機能上支障のない変形、割れ
				<ul style="list-style-type: none"> 3. タイルの割れはがれ 	<ul style="list-style-type: none"> 3. 巾1.0mm未満の目地切れ 白華現象（別途、注釈あり）
<ul style="list-style-type: none"> 4. 羽目板の反り 					
<ul style="list-style-type: none"> 5. サイディングのシーリングの顕著な亀裂、はがれ 	10年 ※5年	<ul style="list-style-type: none"> 5. 機能上支障のない亀裂・はがれ、美観上の汚れ ※尚、北海道地区のシーリング保証期間は5年になります。			
屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> 屋根葺材 水切、雨押等下地材 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 設計積雪量を超える積雪に起因するもの 陶器瓦の表面の細かいひび割れ 藻の発生ならびに藻に起因するもの 		
樋	<ul style="list-style-type: none"> 軒樋、豎樋 樋受金物 	2年	<ul style="list-style-type: none"> 設計積雪量を超える積雪、凍結に起因するもの 落葉、鳥の巣などの異物詰まりによるもの 大雨の際のオーバーフロー（溢れ出し） 伸縮継手部からの雨だれ 樋の変退色 		

【新築】

適用項目			保証期間	適用除外
部位	該当	保証内容		
外部金物	・外部金物、外部造作材 (面格子、手摺、換気口、外部付属品等)	・変形、破損、支持不良	2年	・設計積雪量を超える積雪に起因するもの
建具	・外部建具 (サッシ、金属製扉、木製扉など及び付属部品)	・反り、変形、建付不良、作動不良 ・部品の故障	2年	・作動に影響を及ぼさない反り ・雨、日照による変退色 ・暴風雨、豪雨などによる建具からの一時的な雨水の侵入 ・ガラスの破損
	・内部建具 (木製ドア、和室建具等及び付属品)	・反り、変形、建付不良、作動不良 ・部品の故障		・作動に影響を及ぼさない反り ・ガラス、襖紙、障子紙の破損 ・過度の暖房によるもの
塗装	・外部塗装 (金属、木部等) 吹付け面 ・内部塗装	・錆、塗装のはがれ、白華現象、亀裂の著しいもの	2年	・日常歩行による摩擦 ・塗装面の変退色、変形
断熱防露	・床、壁、天井の断熱防露工事を行った部分	・水蒸気の発生がない暖房器具の通常の使用時による結露水のしたたり	2年	・地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を発生させるような住まい方によるもの ・サッシ、ガラスの結露によるもの ・浴室、トイレ、洗面所、収納室、玄関、階段室などの非採暖室などの結露 ・換気設備を設置していない納戸、物置、倉庫、車庫地下室などの結露
給排水設備	・給水管	・水漏れ、破損	2年	・凍結による水漏れ、破損、異物のつまりによる排水不良、パッキング等消耗部分による作動不良 ・水道の供給主体もしくは製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・浄化槽については専門業者との保守管理契約を結ばないもの
	・給水栓	・作動不良、支持不良		
	・排水管、トラップ	・水漏れ、排水不良		
	・浄化槽、便槽	・作動不良、破損		
電気設備	・分電盤、配線	・破損、作動不良、結線不良	2年	・電球、電池などの消耗品 ・電力など供給会社の責任によるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる
	・スイッチ、コンセント	・作動不良、支持不良		
	・照明器具 ・インターホン、チャイム セントラルクリーナー ・ソーラー発電器具 ・火災警報器(注2参照)	・作動不良、支持不良		
24時間換気設備	・配線、配管	・破損、結線不良、配管不良	2年	・給排気部のフィルターなどのお手入れ不十分による換気不良などの不具合 ・装置の作動停止による不具合事象 ・パッキングなど消耗部品による作動不良 ・風による異音 ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる
	・給排気口	・破損、支持不良		
	・機器	・変形、破損、作動不良、支持不良		
給排気設備	・換気扇、換気口 ・レンジフード	・破損、作動不良、支持不良	2年	・風による異音 ・ゴミ、埃、煤、油污れなどによるもの
	・煙突	・変形、支持不良		
ガス設備	・ガス配管、ガス栓	・破損	※	※担当ガス会社保証基準によるものとします
	・ガス風呂釜 ・湯沸器、レンジ	・破損、作動不良、支持不良	2年	・電球、電池、パッキングなどの消耗による作動不良および凍結取扱いの不備によるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる

【新築】

適用項目			保証期間	適用除外	
部位	該当	保証内容			
石油設備	・配管 ・風呂釜 ・湯沸器		・破損、作動不良、支持不良	2年	・電球、電池、パッキング等の消耗による作動不良及び凍結取扱いの不備によるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる
厨房設備	・暖房設備		・水漏れ、作動不良、支持不良	2年	・凍結による水漏れ、破損 ・異物のつまりによる排水不良 ・パッキングなど消耗部分による作動不良、漏水 ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・排水口への油捨てなどの異物つまり
衛生設備	・衛生設備		・水漏れ、排水不良、破損、作動不良、支持不良	2年	・凍結による水漏れ、破損 ・パッキングなど消耗部分による作動不良、漏水 ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・紙などの異物つまりによる排水不良
浴室設備	・浴室設備		・排水不良 ・破損、作動不良、支持不良 ・ユニットバスの漏水	2年	・異物のつまりによるもの ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる
冷暖房設備	・配管、配線		・水漏れ、排水不良、破損、結線不良	2年	・製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・使用上の不注意及び維持管理不十分に起因するもの (床暖房設備共)
	・機器		・水漏れ、排水不良、変形、破損作動不良、支持不良		
昇降機設備	・ホームエレベーター	配線	・破損、結線不良	2年	・製造メーカーの定めがある場合はそれによる ・指定業者との保守点検契約を結ばないもの(法定の定期検査を実施していないもの) ・使用上の不注意及び維持管理不十分に起因するもの
	・電動ダムウェイター	機器	・変形、破損、作動不良、支持不良		
雑工事	外部 ぬれ縁、パーゴラ、バルコニー、外部階段など		・材料の変質、変形、反り、割れ隙間、ゆるみの著しいもの	2年	・木部の乾燥収縮による、機能上差し支えない反り、ひび割れ及び変退色 ・設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの ・設計積雪量を超える積雪に起因するもの
	内部 造り付け家具、手摺など				
インテリア	・照明 ・家具 ・カーテン		・当社でご契約いただいた照明器具・家具・カーテンなどにおいて、器具などに添付の取扱説明書などに記載の取扱のものとでの故障、不具合など	2年	・電球、電池または椅子の張り地、コード類などの消耗品 ・お買上後の取付場所の移設、輸送、落下などによる故障および損傷 ・経年変化に伴う摩擦、カビ、変質、変色
	上記以外のインテリア商品部材		・当社でご契約いただいた上記以外のインテリア商品・部材	※	※ 製造メーカーの保証となります
虫害	ヒラタキクイムシ		・防蟻、防虫処理を行った部分または部材の蝕害、損傷	2年	・その他の虫害・小動物に関する免責事項は「共通免責事項」に記載

(注1) 上記表における「著しい」とは本来持つべき機能を有しない場合、または顕著なヒビ割れ、反り、変形、または通常修理が必要と思われる程度を言う。また、「白華」とは、セメントが硬化する際に生成された水酸化石灰と大気中の炭酸ガスが化合して出来た炭酸カルシウムが外部に流出して表面を白くさせる現象を言う。

(注2) 火災警報器は、感知部の誤作動防止のため10年目の交換が必要です。

【新築】

Ⅲ 外構工事（当社で施工していない場合には適用されません）

適用項目			保証期間	適用除外	
部位	該当	保証内容			
外 構	・門扉		・モルタル塗りの亀裂、破損 ・タイル、煉瓦、石等の仕上材の割れ、はがれ	2年	・巾1.0mm未満の亀裂 ・強度上、機能上支障のない変形、汚れ ・吸水、経年変化による変退色
	・門扉 ・カーポート扉 ・フェンス ・ポスト		・変形、作動不良、取付不良		・自然特性、経年変化に伴う錆、退色など ・風による異音の発生
	・アプローチ床、カーポート床		・モルタル塗りの亀裂、破損 ・タイル、煉瓦、石等の仕上材の割れ、はがれ ・排水不良		・巾1.0mm未満の亀裂 ・強度上、機能上支障のない変形、汚れ ・吸水、経年変化による変退色 ・土間の機能上支障のない水溜り
	・門灯 ・電動設備類（シャッター、電気錠など）		・作動不良、支持不良		・電球、電池、パッキングなどの消耗品 ・製造メーカーの定めがある場合はそれによる
	・任意設置のRC擁壁（注1：CP擁壁、石積など）		・構造強度に影響を及ぼす著しい変形及び破損、崩壊		・巾0.5mm未満の亀裂 ・30/1000未満の倒れ ・2次製品などの軽微な欠け、隙間、えぐれ、目地切れ ・白華現象 ※地盤調査の結果に基づく必要な基礎補強又は地盤改良などを当社の施工で行わなかった場合には基礎に関わる保証は適用されません。
（注1）任意設置のRC擁壁とは、①建築基準法（工作物）、②宅地建物造成規制法、③砂防法 による申請を要しないRC擁壁をいいます。					

【新築】